

### ▶住民間や官民間の土地に係るトラブルの防止

土地の境界が不明確なため、住民間や官民間において境界紛争等様々なトラブルが発生する場合があります。

地籍調査の実施は、このようなトラブルを未然に防ぐことにつながります。

### ▶行政財産の管理の適正化

地籍調査成果により、市町村等が管理する行政財産の境界等が明らかとなり、管理を適正に行うことができます。

### ▶不公平課税の是正

地籍調査未実施の地域においては、固定資産税の課税が、必ずしも実態を正確に反映しているといえない土地登記簿や公図に基づいて行われています。そのため、現況とは面積や地目が違うままに課税されている場合があります、早急に是正する必要があります。

### ▶公共事業の円滑化

地籍調査の成果は、各種公共事業の計画策定・用地買収等の円滑化に、大いに寄与するところがあります。

### ▶災害等の復旧

土砂崩れ、水害等の災害が起きてしまった場合、地籍調査が行われていれば、個々の土地が経緯度と関連づけられているため、元の位置を容易に確認することができ、復旧作業を円滑に進めることができます。

### ▶土地情報管理システム

地籍図、地籍簿の内容を数値化し、コンピューターで操作でき、他の土地に関する情報とあわせて土地情報システムに発展させることもできます。